

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第590号)

平成21年5月28日

横 情 審 答 申 第 590 号

平 成 21 年 5 月 28 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成20年10月10日道総第556号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「給与明細書（写）（放置自転車等担当の嘱託員分）」の非開示決定に
対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「給与明細書（写）（放置自転車等担当の嘱託員分）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「給与明細書（写）（放置自転車等担当の嘱託員分）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年9月8日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立文書に記載されている特定個人の給与明細情報は、個人に関する情報である。給与明細書には、特定の氏名のほか、所属、職員コード、勤務日数、休暇日数、基本給、各種手当、各種控除、差引支給額、銀行振込額等詳細な情報が記載されている。このような情報は、一般に他人に知られたくない情報であり、これらの給与明細情報を公にした場合、同僚等の関係者には、仮に氏名を除いたとしても、特定個人が誰であるかが特定される可能性が高いことから、全体として個人識別性を有している。したがって、本号本文に該当し、非開示とした。

なお、給与明細書は、前月の勤怠状況等勤務実績を反映した項目及び金額が印字されるため、個人ごとに記載項目が異なることになる。

- (2) 仮に、氏名を除く上記給与明細情報については「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」には当たらないとしても、これらの情報を公にすることにより、特定個人が受け取った給与の詳細が明らかとなるため、当該特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第2項には該当せず、非開示とするのが妥当であると判断した。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 全面的な非開示を取り消し、無記名で結構であるので、嘱託職員の支払い時毎の給与について、一人単位で総額の一部開示を求める。
- (2) 嘱託職員に支払われている給与は市民の血税から支出されているものであり、すべて個人が識別されることを盾に非開示とする横浜市の姿勢には強い憤りを感じる。納税者である市民が、血税が適切に使用されているかを知る権利は常に最優先かつ重きをなすものであり、横浜市が、一部開示を前向きに検討し、少しでも多くの行政情報（予算執行情報）を提供することを考えずに、安易に非開示とすることは当該条例に反するものであり、不当、不適切である。
- (3) 市民が支払う税金より支出される当該嘱託職員への報酬については、総額（月単位、無記名）として一部開示すべきである。嘱託職員といえども公職に準ずる立場である。
- (4) 実施機関は、当該行政文書には「基本報酬、加算額・・・」の項目の記載があることを非開示決定通知書に記述もせず、また開示日に口頭にての補足説明もない。行政文書の開示請求において、非開示決定文書は、請求者は当該文書を全く目に見ることができないため、非開示の根拠、理由等については詳細かつ明確に記載すべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市の嘱託員である横浜市自転車等対策指導員3人（以下「本件指導員」という。）の給与明細が記載された文書である。

本件申立文書には、本件指導員の氏名、所属、職員コード、要勤務数、勤務日数、休暇取得日数、基本報酬額、勤務加算額、通勤手当相当額、総支給額、各種控除の額、差引支給額、銀行振込額等が記載されている。なお、横浜市自転車等対策指導員の給与明細書は、毎月、嘱託員オンラインシステムより出力されるものであるが、一枚の用紙に3人分の給与明細が記載されている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することがで

きることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている情報は、個人に関する情報であり、また、一般に他人に知られたくない情報であって、公にした場合、同僚等の関係者には、仮に氏名を除いたとしても、特定個人が誰であるかが特定される可能性が高いことから、全体として個人識別性を有し、本号本文に該当するとして非開示としている。

これに対し、申立人は、報酬の総額について開示すべきであると主張しているので以下検討する。

ウ 本件指導員の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

その余の部分については、本件指導員の所属、職員コード、本件指導員に実際に支払われた給与の支給額及びその明細並びに勤怠の状況が記載されており、これらの情報は、全体として通常人には知られたくない機微にわたる情報であると認められる。したがって、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができなくとも、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文に該当する。

また、本件申立文書は、本号ただし書のいずれにも該当しない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年10月10日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年10月23日 (第134回第一部会) 平成20年10月24日 (第136回第二部会) 平成20年11月7日 (第69回第三部会)	・諮問の報告
平成20年11月25日	・異議申立人から意見書を受理
平成20年12月11日 (第137回第一部会)	・審議
平成21年3月12日 (第141回第一部会)	・審議
平成21年4月9日 (第143回第一部会)	・審議
平成21年4月23日 (第144回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成21年5月14日 (第145回第一部会)	・審議